

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2011～2016年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2011年度	1,440	653	26	41
2012年度	1,001	429	17	9
2013年度	875	444	19	13
2014年度	1,033	424	19	12
2015年度	953	490	16	13
2016年度	812	435	14	10

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2011年度	1,416	1,274	90.0%
2012年度	989	897	90.7%
2013年度	853	755	88.5%
2014年度	1,012	923	91.2%
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	792	704	88.9%

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上（配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合）
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2017年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2017年度	1,098	622	17	15
2017年4月～6月	232	151	3	2
2017年7月～9月	246	112	3	1
2017年10月～12月	290	181	6	8
2018年1月～3月	330	178	5	4
2018年度	992	542	24	35
2018年4月～6月	247	138	6	11
2018年7月～9月	283	152	6	2
2018年10月～12月	267	155	9	15
2019年1月～3月	195	97	3	7
2019年度	682	366	13	27
2019年4月～6月	176	78	2	2
2019年7月～9月	160	86	3	3
2019年10月～12月	150	107	2	14
2020年1月～3月	196	95	6	7
2020年度	561	290	17	9
2020年4月～6月	122	54	8	2
2020年7月～9月	205	113	6	4
2020年10月～12月	127	71	3	3
2021年1月～3月	107	53	0	0

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時期	対応方針 決定済件数 ①	うち補償件数 ②	補償率 (②÷①)
2017年度	1,061	958	90.3%
2017年4月～6月	227	204	89.9%
2017年7月～9月	236	220	93.2%
2017年10月～12月	281	252	89.7%
2018年1月～3月	317	282	89.0%
2018年度	947	860	90.8%
2018年4月～6月	237	208	87.8%
2018年7月～9月	276	247	89.5%
2018年10月～12月	257	237	92.2%
2019年1月～3月	177	168	94.9%
2019年度	653	570	87.3%
2019年4月～6月	169	150	88.8%
2019年7月～9月	150	130	86.7%
2019年10月～12月	144	123	85.4%
2020年1月～3月	190	167	87.9%
2020年度	426	403	94.6%
2020年4月～6月	119	110	92.4%
2020年7月～9月	178	170	95.5%
2020年10月～12月	98	96	98.0%
2021年1月～3月	31	27	87.1%

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合)

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

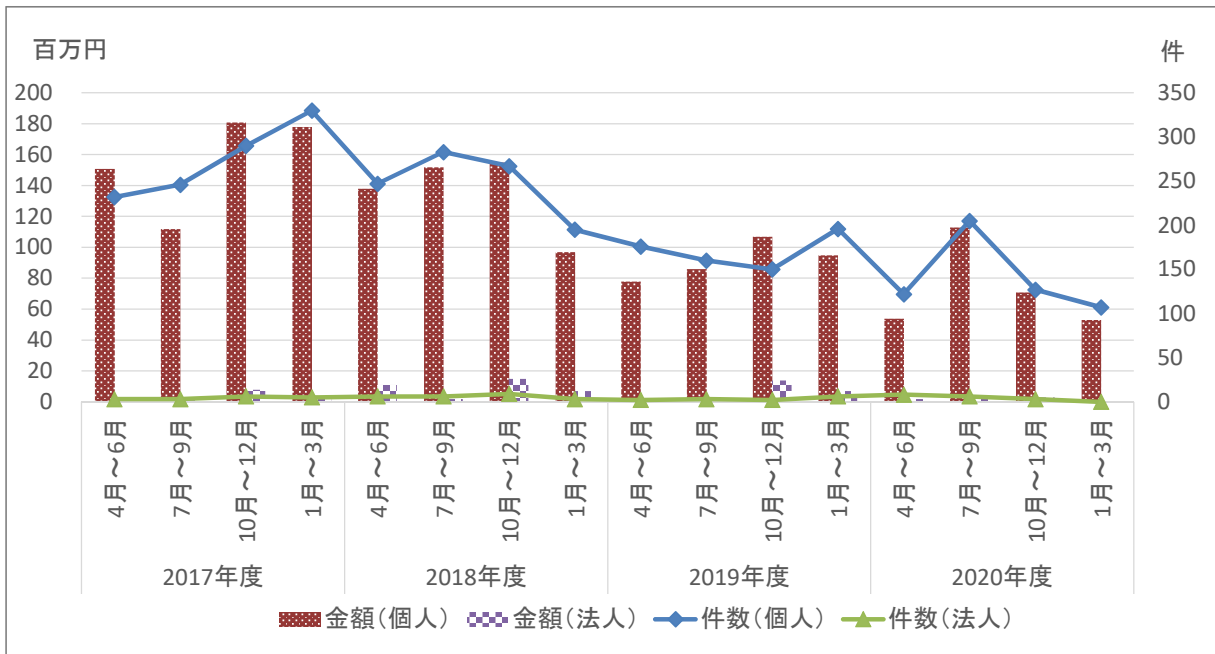
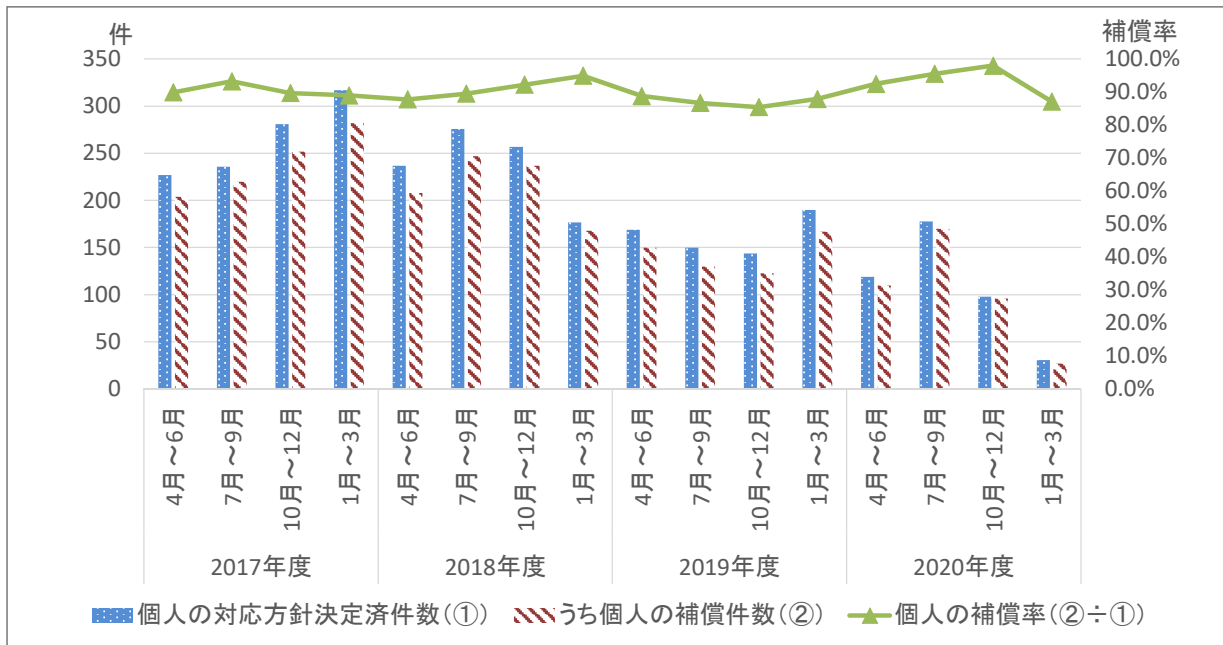


図2:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上